

<地方消費税交付金(社会保障財源分)の用途状況>

社会保障・税一体改革の一環として、少子高齢化により増加が見込まれる社会保障経費の財源確保を目的とし、平成26年度より消費税率が5%から8パーセントに上げられました。この増収分は、全て社会保障施策の経費の財源として活用することとなっております。

平成28年度決算 地方消費税交付金(社会保障分)	
実績	869,545千円

<<社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費>>(単位:千円)

項目	款	内容	決算額	特定財源	一般財源	
					引上げ分の地方消費税 (社会保障財源化分の 市町村交付金)	その他
社会福祉	民生費	社会福祉事業	3,652,787	2,586,107	149,672	917,008
		老人福祉事業	161,703	37,721	17,397	106,585
		児童福祉事業	7,334,955	5,036,507	322,509	1,975,939
		生活保護事業	2,498,903	1,924,499	80,598	493,806
	小計		13,648,348	9,584,834	570,176	3,493,338
社会保険	民生費	国民健康保険事業	858,027	431,802	59,806	366,419
		後期高齢者医療保険事業	1,312,289	198,457	156,289	957,543
	小計		2,170,316	630,259	216,095	1,323,962
保健衛生	衛生費	保健衛生事業	26,975	13,703	1,862	11,410
		予防事業	344,450	0	48,332	296,118
		医療体制充実事業	248,249	12,498	33,080	202,671
	小計		619,674	26,201	83,274	510,199
合計			16,438,338	10,241,294	869,545	5,327,499

※地方消費税交付金(社会保障分)は、各事業の一般財源部分に充当します。